

## 日本学生支援機構の給付奨学金に 申し込みをされている皆様

すでに現在高校で、日本学生支援機構の給付奨学金に申し込みをして採用候補者となっている方は、「高等教育の修学支援新制度」による授業料等減免の対象者となります。

本学では、減免額が決定したのちにご納付いただいた学費から還付する手順となりますので、入学手続締切日までに所定の学費をご納付ください。

また、3月30日までに以下の5点をご準備いただき、ご郵送ください。

### ◆ ご記入いただく書類

- ①「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の認定に関する申請書」  
(②チェックシート含む)

### ③「学修計画書」

#### 書類の取得方法

- 取り寄せの場合

「**合格番号・氏名・郵送先**」を「gakuhi-support@kifl.ac.jp」までお送りください。

- QRコードのHPからダウンロード



←←QRコードを読み取り

「高等教育の修学支援新制度」の欄にあるPDFをダウンロードしてご利用ください。

### ◆ ご用意いただく書類

- ④「**令和6年度大学等奨学生採用候補者決定通知**」【進学先提出用】のコピー  
⑤通帳の見開き部分のコピー

»»»郵送先：〒101-8525 東京都千代田区内神田 2-13-13 神田外語学院 総務部宛  
(「授業料等減免書類在中」と明記ください)

☎採用候補者とは予約採用者になる前の仮申し込みの状態です。

予約採用者になるためには入学後、4月の定められた期間内に進学届等の手続きが必要になります。**期限までに手続きを完了しない場合は辞退したものとみなされ、奨学生として正式に採用されません。**

詳細は、4月以降にWEB掲示板(manaba)の日本学生支援機構のコースに掲載しますので、情報を見落とさないようご注意ください。